

平成28年9月
勝浦市議会定例会会議録（第1号）

平成28年9月5日

○出席議員 16人

1番 藤本 治 君	2番 高梨 弘人 君	3番 久我 恵子 君
4番 照川 由美子 君	5番 磯野 典正 君	6番 鈴木 克己 君
7番 戸坂 健一 君	8番 佐藤 啓史 君	9番 黒川 民雄 君
10番 末吉 定夫 君	11番 松崎 栄二 君	12番 丸 昭 君
13番 岩瀬 洋男 君	14番 土屋 元 君	15番 岩瀬 義信 君
16番 寺尾 重雄 君		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 猿田 寿男 君	副 市 長 関 重夫 君
教 育 長 藤平 益貴 君	総 務 課 長 藤平 喜之 君
企 画 課 長 軽込 一浩 君	財 政 課 長 齋藤 恒夫 君
税 務 課 長 土屋 英二 君	市 民 課 長 渡辺 茂雄 君
介 護 健 康 課 長 大森 基彦 君	福 祉 課 長 関 富夫 君
生活環境課長兼 清掃センター所長 長 田 悟 君	都 市 建 設 課 長 鈴木 克己 君
農 林 水 産 課 長 平松 等 君	観 光 商 工 課 長 酒井 清彦 君
会 計 課 長 菰田 智 君	教 育 課 長 軽込 貫一 君
社 会 教 育 課 長 吉清 佳明 君	水 道 課 長 岩瀬 健一 君
代 表 監 査 委 員 市川 慎一 君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 大鐘 裕之 君	議 事 係 長 植村 仁 君
-----------------	----------------

議 事 日 程

議事日程第1号

- 第1 諸般の報告
- 第2 行政報告
- 第3 会期の決定
- 第4 会議録署名議員の指名

第5 議案上程・説明・報告

- 議案第59号 勝浦市企業誘致条例の全部改正について
- 議案第60号 勝浦市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第61号 勝浦市過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第62号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第63号 勝浦市土地開発基金条例を廃止する条例の制定について
- 議案第64号 平成28年度勝浦市一般会計補正予算
- 議案第65号 平成28年度勝浦市介護保険特別会計補正予算
- 議案第66号 決算認定について
(平成27年度勝浦市一般会計歳入歳出決算)
- 議案第67号 決算認定について
(平成27年度勝浦市国民健康保険特別会計歳入歳出決算)
- 議案第68号 決算認定について
(平成27年度勝浦市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算)
- 議案第69号 決算認定について
(平成27年度勝浦市介護保険特別会計歳入歳出決算)
- 議案第70号 利益の処分及び決算認定について
(平成27年度勝浦市水道事業会計決算)
- 報告第3号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の報告について
- 報告第4号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告について

第6 休会の件

開 会

平成28年9月5日(月) 午前10時開会

○議長(寺尾重雄君) ただいま出席議員は16人全員で定足数に達しておりますので、議会はここに成り立ちました。これより平成28年9月勝浦市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、あらかじめお手元へ配付したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

諸 般 の 報 告

○議長（寺尾重雄君） 日程第1、諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。大鐘事務局長。

〔事務局長 大鐘裕之君登壇〕

○事務局長（大鐘裕之君） 命によりまして、諸般の報告を申し上げます。

今期定例会における理事者側の出席通知、平成28年6月定例会以降の議会側の動静につきましては、お手元に印刷物をお配りしてございますので、それによってご承知をいただきたいと思います。

次に、今期定例会の運営について申し上げます。

去る8月31日、議会運営委員会を開いていただき、ご協議をお願いいたしましたので、その際の答申内容について申し上げます。

今期定例会は、9月5日から9月20日までの16日間とするということであります。

日程につきましては、あらかじめお手元へ会期日程表をお配りしてございますが、本日はこの後、行政報告、会期の決定、会議録署名議員の指名と順次お願いし、続いて、議案第59号から議案第70号までを逐次上程し、市長から提案理由の説明を受け、さらに議案第64号の一般会計補正予算につきましては担当課長より補足説明を受ける。次に、報告第3号及び報告第4号について市長から報告を受け、続いて監査委員より議案第66号から議案第69号までの決算認定について、議案第70号利益の処分及び決算認定についての決算審査意見、報告第3号及び報告第4号の財政健全化審査意見及び経営健全化審査意見の報告をお願いし、第1日目は散会する。

第2日目の9月6日は議案調査等のため休会とし、第3日目の9月7日及び第4日目の9月8日は、いずれも定刻午前10時に開会し、一般質問をお願いします。なお、通告のありました議員は7名であります。

第5日目の9月9日は定刻午前10時に開会し、議案第59号から議案第70号までを逐次上程し、質疑を行い、議案第59号から議案第65号までをそれぞれ所管の常任委員会へ付託する。なお、議案第66号から議案第69号までの4件の決算認定について並びに議案第70号の利益の処分及び決算認定については、議長が指名する6名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をお願いします。さらに、陳情1件を所管の常任委員会へ付託する。

第6日目の9月10日から第15日目の9月19日までの10日間は委員会審査等のため休会していただき、この間、9月12日の午前10時に総務文教常任委員会、9月13日の午前10時に産業厚生常任委員会をそれぞれ開いていただき付託事件の審査をお願いします。また、9月14日及び15日は、決算審査特別委員会を開いていただき、付託事件の審査をお願いします。

最終日の9月20日は、定刻午前10時から本会議を開いていただき、逐次、議案・陳情を上程し、各常任委員長から報告をいただき、質疑、討論を経て、採決をお願いします。

続いて、4件の決算認定について並びに水道事業会計の利益の処分及び決算認定について、議案を上程し、決算審査特別委員長から報告をいただき、質疑・討論を経て採決をお願いします。

次に、勝浦市情報公開・個人情報保護審査委員会委員の委嘱につき同意を求めることについて及び教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、以上7件の追加議案の提出が予定されておりますので、それらを上程し、市長から提案理由の説明を受け、質疑を経て、採決をお願いします。

続いて、会議規則第104条の規定による各常任委員会の所管事務調査につきまして、同規則第

110条の規定による閉会中の継続調査に付することを諮っていただき、今期定例会を閉会する。以上のような答申がなされましたので、これに基づきまして、今期定例会が運営されるものと存じます。

以上、申し上げまして、諸般の報告を終わります。

行政報告

○議長（寺尾重雄君） 日程第2、行政報告であります。

市長の報告を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） おはようございます。本日、平成28年9月勝浦市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、何かとお忙しい中をご参集いただきまして、厚くお礼申し上げます。

それでは、早速、行政報告を申し上げます。

初めに、去る8月22日、本県に11年ぶりに上陸した台風9号についてであります。台風9号は、22日12時30分ころに館山市付近に上陸し、その後も北上を続け、本市付近を通過した13時15分には、最大瞬間風速45.5メートルを記録し、主に強風による被害をもたらしました。

市では、被害に備えまして、9時30分に避難所4カ所を設置し、午後には2カ所を追加し、開設いたしました。その後、風雨が増した15時には災害対策本部を設置し、情報収集を行いながら災害対応をいたしました。

被害状況につきましては、人的な被害を伴う大きな被害はありませんでしたが、特に海岸付近の建物の屋根や窓ガラス・外壁等が損傷し、道路や崖地では、路肩法面の崩壊を初め、山林からの倒木、崖の小崩落等がありました。また、倒木により送電線の寸断が至るところで発生し、ピーク時では市内で停電が6,400件に達し、一部の地域では、最長で2日間の停電に見舞われました。なお、市民生活に甚大な被害はございませんでした。

次に、夏期海水浴客の入込状況について申し上げます。

海水浴場につきましては、7月16日から8月21日までの37日間開設いたしました。期間中の入込数は、8月に入り天候にも恵まれ、昨年よりも2万2,300人増の32万1,900人、率にして7.4%の増であります。

海中公園センターの7月、8月入園者は、昨年よりも2,302人減の2万8,535人でありました。

夏の恒例イベントであります「勝浦若潮まつり花火大会」は、8月12日に開催いたしましたところ、天候に恵まれ、4万5,000人の来場者がありました。

次に、2020東京オリンピックの追加競技種目サーフィンの会場誘致について申し上げます。

去る8月4日、I O C国際オリンピック委員会の総会において、サーフィン競技が追加種目に正式決定され、競技会場予定地として、一宮町釣ヶ崎海岸が有力であることが発表されました。サーフィン競技につきましては、これまで千葉県内16市町村で外房地域での開催を要望し、また、個別にも本市と御宿町共同で、オリンピック・パラリンピック担当大臣に、本地域が開

催場所としてふさわしいとの要望書を提出しておりましたが、今回の開催決定により、外房沿岸の経済的波及効果や本地域のPRなど、メリットを最大限に活かせるよう大会成功に向けてでき得る支援・協力をしてまいります。

以上で行政報告を終わります。

会 期 の 決 定

○議長（寺尾重雄君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月20日までの16日間としたいと思ます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） ご異議なしと認めます。よって、会期は16日間と決しました。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長（寺尾重雄君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において藤本治議員及び松崎栄二議員を指名いたします。

議 案 上 程 ・ 説 明

○議長（寺尾重雄君） 市長より議案の送付がありましたので、職員に朗読させます。植村係長。

〔職員朗読〕

○議長（寺尾重雄君） ただいま朗読いたしました議案は、お手元へ配付したとおりであります。

それでは、日程第5、議案を上程いたします。議案第59号 勝浦市企業誘致条例の全部改正について、議案第60号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第61号 勝浦市過疎地域における固定資産税の特例処置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第62号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第63号 勝浦市土地開発基金条例を廃止する条例の制定について、以上5件を一括議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました議案第59号から議案第63号までの提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第59号 勝浦市企業誘致条例の全部改正について申し上げます。

本案は、市内に工場または事業所及びその附属設備を新設または増設する本市産業振興に寄与する者に対し、奨励措置を講じ、もって工場等の設置を推進し、市勢の進展を図るため、現行の勝浦市企業誘致条例の全部を改正しようとするものであります。

改正の内容について申し上げますと、第1に、奨励措置の対象業種を製造業、流通加工業に加え、旅館業、情報通信技術利用事業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、植物工場、観光業へ拡充すること。第2に、従前の従業員数の要件を撤廃するとともに、投下固定資産額の要件を大幅に引き下げる等、奨励措置の対象要件を緩和すること。第3に、新規立地企業で新規雇用者が3人以上あった場合に、1人につき50万円を交付することとし、本市に立地を希望する事業者へ奨励措置を拡充または新設することで新たな事業者の立地を促進しようとするものであります。

なお、この企業誘致条例の改正に伴い、企業立地促進に向けた新たな係を企画課内に設置する予定でございます。

次に、議案第60号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、「所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」が平成28年7月1日に公布され、平成28年3月31日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律」の一部が平成29年1月1日から施行されることに伴い、勝浦市税条例について、所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容について申し上げますと、特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額に係る所得を、個人住民税における分離課税の対象とするものであります。

次に、議案第61号 勝浦市過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、勝浦市企業誘致条例の全部改正にあわせ、本市において製造の事業、情報通信技術利用事業または旅館事業の用に供する設備を新設し、または増設した者について、それらに課税する固定資産税を段階的に不均一課税にしていたものを課税免除に拡充することにより、さらなる産業の活性化を図ろうとするものであります。

次に、議案第62号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、議案第60号と同様に、「所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」が平成28年7月1日に公布され、また平成28年3月31日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律」に係る改正内容の一部が、平成29年1月1日から施行されることに伴い、勝浦市国民健康保険税条例について、所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容について申し上げますと、個人住民税で分離課税される特例適用利子及び配当等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めようとするものであります。

なお、本条例の改正につきましては、去る7月29日に勝浦市国民健康保険運営協議会に諮問し、妥当である旨、答申をいただいておりますことを申し添えます。

次に、議案第63号 勝浦市土地開発基金を廃止する条例の制定について申し上げます。

本案は、社会経済の著しい発展に伴う地価高騰の中、公用もしくは公共用に供する土地また

は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るため、昭和45年10月に設置されました勝浦市土地開発基金について、近年は地価の下落傾向等により、土地の先行取得の必要性が薄れ、今後の活用も見込まれないことから、基金を廃止するため、本条例を制定しようとするものであります。

なお、基金の廃止に伴い、基金の保有する土地は、基金財産から公有財産等へ区分変更を行うこととし、現金につきましては、一般会計へ繰入後、勝浦市財政調整基金に積み立てようとするものであります。

以上で、議案第59号から議案第63号までの提案理由の説明を終わります。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第64号 平成28年度勝浦市一般会計補正予算、議案第65号 平成28年度介護保険特別会計補正予算、以上2件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました議案第64号及び議案第65号の提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第64号 平成28年度勝浦市一般会計補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算、債務負担行為及び地方債の補正であります。

歳入歳出予算におきましては、既定予算に4億4,772万3,000円を追加し、予算総額を95億812万7,000円にしようとするものであります。

歳出予算のうち、総務費におきましては、財産管理費を主に2億4,774万円を追加し、民生費におきましては、生活保護総務費を主に6,352万4,000円を追加し、衛生費におきましては、塵芥処理費を主に6,158万6,000円を追加し、農林水産業費におきましては、農地費を主に614万7,000円を追加し、商工費におきましては、観光費に2,325万2,000円を追加し、土木費におきましては、道路新設改良費を主に3,331万7,000円を追加し、消防費におきましては、災害対策費に166万4,000円を追加し、教育費におきましては、中学校管理費を主に947万5,000円を追加し、災害復旧費におきましては、公立学校施設災害復旧費に101万8,000円を追加しようとするものであります。

これに対する財源として、歳入予算に地方交付税1億4,278万3,000円、国庫支出金437万円、県支出金1,140万5,000円、寄附金12万4,000円、繰入金1億1,437万9,000円、繰越金1億6,423万円、諸収入1,344万3,000円を追加計上し、市債301万1,000円を減額しようとするものであります。

債務負担行為におきましては、県立大原高等学校勝浦若潮キャンパス跡地購入費の期間を平成29年度まで、限度額を8,500万円とし、また学校給食共同調理場調理業務委託の期間を平成29年度から平成30年度まで、限度額を9,568万8,000円とする2件を追加しようとするものであります。

地方債におきましては、観光施設整備事業債ほか2件の限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第65号 平成28年度勝浦市介護保険特別会計補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算におきましては、既定予算に6,076万8,000円を追加し、予算総額を23億747万円

にしようとするものであります。

歳出予算のうち、認定調査費におきましては、介護認定調査員臨時職員賃金不足のため、223万5,000円、諸支出金においては、償還金に4,477万円、基金積立金におきましては、1,376万3,000円を追加計上しようとするものであります。

これに対する財源として、歳入予算に、繰入金に223万5,000円、繰越金に5,853万3,000円を追加計上しようとするものであります。

以上で、議案第64号及び議案第65号の提案理由の説明を終わります。

○議長（寺尾重雄君） この際、担当課長から補足説明を求めます。齋藤財政課長。

〔財政課長 齋藤恒夫君登壇〕

○財政課長（齋藤恒夫君） 命によりまして、議案第64号 平成28年度勝浦市一般会計補正予算（第3号）の補足説明を申し上げます。

説明は、事項別明細書により、主なものについて申し上げます。

なお、歳入予算につきましては、歳出予算にあわせ説明させていただきますので、ご了承願います。

まず、恐れ入りますが、15ページをお開き願います。

歳出の2款総務費であります。財産管理費の財政調整基金積立金2億4,062万4,000円につきましては、それぞれ今回歳入予算に計上いたしました本年度分の普通交付税額の確定に伴います増額分1億4,278万3,000円から、臨時財政対策債の減額分1,131万1,000円を差し引いた1億3,147万2,000円と、今議会に提案させていただいております勝浦市土地開発基金条例を廃止する条例に関連いたしまして、当該基金が廃止された後、保有する現金分1億915万2,000円を積み立てしようとするものであります。

次に、防犯対策事業の防犯カメラ設置工事費115万8,000円につきましては、防犯カメラ3台分の設置工事費であります。

なお、財源につきましては、県補助金56万8,000円を見込んでおります。

次に、16ページをお開き願います。

3款民生費であります。最初に、16ページから19ページまでの各種事業に計上しております国庫負担金等の返還金につきましては、平成27年度事業分の精算に伴うものであります。

続きまして、17ページの老人福祉費の介護保険特別会計繰出金223万5,000円につきましては、介護認定調査員用の臨時職員賃金分等といたしましての繰出金であります。

次に、18ページをお開き願います。

児童遊園費の児童遊園維持管理経費117万5,000円につきましては、興津児童遊園用のすべり台等の購入費であります。なお、当該遊具につきましては、当初におきまして修繕することといたしまして予算を計上しておりましたが、腐食の進行によりまして、今回、修繕ではなく、購入することといたしまして、修繕費を69万1,000円減額し、備品購入費を117万5,000円増額しようとするものであります。

なお、この増減の差額48万4,000円につきましては、ふるさと応援基金からの繰り入れを予定

しております。

次に、下段にあります認定こども園整備事業600万円につきましては、認定こども園整備に伴いまして、県立大原高等学校勝浦若潮キャンパスを改修いたしまして、設置する予定としております中央保育所の仮設園舎の設計業務委託料であります。

次に、20ページをお開き願います。

4款衛生費であります。予防費の感染症等予防接種事業136万8,000円につきましては、本年6月の予防接種法施行令の一部改正により、B型肝炎型予防接種が定期予防接種A類疾病に追加されたことによります市内病院等への業務委託料であります。

次に、塵芥処理費のクリーンセンター管理運営経費3,470万円、及びし尿処理費の衛生処理場管理運営経費2,530万円につきましては、それぞれ機械設備等に係る修繕料であります。

次に、21ページの5款農林水産業費であります。農地費の土地改良区運営支援事業522万円につきましては、勝浦ダム南部幹線、分水工、揚水施設新設工事費に係る勝浦市土地改良区への補助金であります。

次に、22ページをお開き願います。

6款商工費であります。観光費の観光PR事業500万円につきましては、本年12月3日、4日に開催予定の「B-1 グランプリスペシャルIN東京・臨海副都心」への参加に伴います観光PR用ガイドブック等の作成及び勝浦市商工会への出店委託料等であります。

なお、財源の一部といたしまして、ふるさと応援基金から107万3,000円の繰り入れを予定しております。

次に、観光地魅力アップ整備事業1,792万8,000円につきましては、当初予算におきまして、設計業務を委託し、実施いたしました鶴原理想郷の公衆トイレ改修工事費等であります。

なお、財源といたしまして県補助金995万7,000円、市債、これは元利償還金の70%が交付税算入されます過疎債であります。790万円を見込んでおります。

次に、23ページの7款土木費であります。道路維持費の排水整備事業862万1,000円につきましては、部原川津勝浦線ほか2路線の排水整備工事費であります。

また、道路新設改良費の道路改良事業1,728万円につきましては、県立大原高等学校勝浦若潮キャンパス跡地活用に伴います道路改良測量設計地質調査業務委託料であります。

次に、24ページをお開き願います。

住宅管理費の市営住宅維持管理経費331万9,000円につきましては、みなと団地1室の入居等に伴います修繕料及び川津万名浦団地1棟分の解体工事費であります。

次に、25ページの8款消防費であります。

災害対策費の避難路整備事業166万4,000円につきましては、新官及び浜勝浦地先の避難路に係る照明灯の設置工事費であります。

なお、財源の一部といたしまして、県補助金83万1,000円を見込んでおります。

次に、26ページをお開き願います。9款教育費であります。

中学校費の中学校統合事業780万3,000円につきましては、統合に伴い閉校いたします興津中学校、北中学校に係る閉校記念誌の印刷製本費として192万7000円、3カ所のスクールバス乗降場に生徒通学用の自転車置場を設置する工事費といたしまして、453万6,000円、勝浦中学校の下駄箱増設工事費といたしまして134万円でございます。

なお、財源の一部といたしまして、ふるさと応援基金から206万4,000円の繰り入れを予定しております。

次に、恐れ入りますが、ページを戻っていただきまして、4ページをお開き願います。

債務負担行為の補正であります。

まず、県立大原高等学校勝浦若潮キャンパス跡地購入費につきましては、平成28年度末で閉校されます当該施設を含めた一団の土地を平成29年度で購入することで、現在、千葉県との協議を進めておりますが、今般、認定こども園の早期建設に伴い、閉校後に速やかに県立大原高等学校勝浦若潮キャンパスを改修し、中央保育所の仮設園舎を整備する必要がありますことから、今補正におきまして仮設園舎の設計業務委託料等を計上するとともに、一団の土地についても有効活用を図るため、今回、債務負担行為を設定し、各種事務事業を進めていこうとするものであります。

また、学校給食共同調理場調理業務委託につきましては、平成29年4月からの調理業務の委託に向け、本年度内に業者選定を行い、契約を締結するため、今回、債務負担行為を設定しようとするものであります。

なお、期間、限度額につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

次に、5ページの地方債の補正であります。全て限度額の変更でありまして、まず、観光施設整備事業につきましては、鶴原理想郷公衆トイレ改修工事等に係る分が790万円増加したことによるものでありまして、この起債は歳出でも説明させていただきましたとおり、元利償還金の70%が交付税算入されます過疎債となっております。

次に、消防施設整備事業につきましては、県補助金の減額によりまして、その財源補填分といたしまして、起債が40万円増加したことによるものでありまして、この起債は、過疎債同様、元利償還金の70%が交付税算入されます緊急防災・減災事業債となっております。

最後に、臨時財政対策につきましては、今年度の臨時財政対策債の額が2億8,368万9,000円に確定したことによるものであります。

以上をもちまして、一般会計補正予算（第3号）の補足説明を終わります。

○議長（寺尾重雄君） これをもちまして、市長の説明及び担当課長からの補足説明を終わります。

○議長（寺尾重雄君） 次に、議案第66号ないし議案第70号、以上5件を一括議題といたします。

本案については、議案第66号ないし議案第69号、以上4件は、いずれも決算認定について、議案第70号は、利益の処分及び決算認定についてであります。

市長から提案理由の説明を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました議案第66号から議案第70号まで、以上5件の決算認定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

この5件の議案は、いずれも平成27年度各会計の決算でありまして、過日、監査委員の審査に付しましたところ、その審査が終了し、意見書が提出されましたので、議会の認定に付するため提案したものであります。

初めに、議案第66号について申し上げます。

本案は、平成27年度勝浦市一般会計歳入歳出決算であります。平成27年度の本市の財政運営につきましては、地方創生総合戦略策定事業などの地方創生に係る事業を実施したほか、芸術文化活動の交流拠点として本格始動した芸術文化交流センター・キュステにおいて、さまざまな公演事業を実施するなど、行政全般にわたる施策事業の展開を図りました。

歳入につきましては、歳入の根幹であります市税等の確保に努めてはいるものの、人口減少や高齢化等に伴う市民所得の減少などから、市税は前年度に比べ減額となりました。

一方で、寄附金につきましては、ふるさと応援寄附金の返礼品の拡充を図ったことによる増加や、地方創生や教育などに対する寄附金もあったことから大幅な増額となりました。

歳出面では経常経費の節減・合理化に努めつつ、限られた財源の効率的な執行に留意し、諸事業を実施したところであります。

まず、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用して、消費喚起プレミアム商品券の発行を初め、本市の地方創生総合戦略の策定に係る経費や若者等の定住促進、田舎暮らし体験事業、子ども・子育て支援事業などを実施したほか、観光振興に係るインバウンド誘客推進事業などを実施いたしました。

次に、産業の振興として、農林水産業においては、県営圃場整備事業採択に向けた事業計画地区の基礎調査や漁港施設整備に係る機能保全計画策定業務委託を実施したほか、観光商工業につきましては、ふるさと応援寄附者特産品等贈呈事業を拡充して、さまざまな贈呈品の選定を行ったほか、「かつうら魅力市」開催のための補助金交付や、観光地魅力アップ整備事業により守谷海岸公衆トイレ改修工事を実施いたしました。

その他、市民が快適で安全な暮らしをするための基盤整備として、社会資本整備総合交付金事業による市道改良工事やトンネル改修工事のほか、災害に備えるため緊急避難路整備事業を実施しました。

また、市民参加の行政運営のために、子どもによるまちづくり提案事業を実施するなど、行政全般にわたる施策事業の推進により、市民福祉の維持・向上を図りました。

その結果、決算規模は、歳入で90億3,892万3,607円、歳出で86億370万7,151円であります。

歳入歳出差引残額は、4億3,521万6,456円となりました。

この決算規模は、(仮称)市民文化会館建設事業費を計上した前年度と比較いたしますと、歳入で22億6,245万9,606円の減、歳出で21億9,355万7,044円の減であります。

次に、議案第67号について申し上げます。

本案は、平成27年度勝浦市国民健康保険特別会計歳入歳出決算であります。

まず、事業勘定について申し上げます。決算規模は、歳入で33億6,937万1,490円、歳出で32億702万1,806円であります。

歳入歳出差引残額は、1億6,234万9,684円となりました。

国民健康保険事業の主たる事業費であります保険給付費は、19億394万6,691円で、前年度の19億2,262万2,145円に対し、1,867万5,454円の減となりました。

次に、直営診療施設勘定について申し上げます。

決算規模は、歳入で6,273万4,247円、歳出で6,220万8,200円であります。

歳入歳出差引残額は、52万6,047円となりました。

この国民健康保険直営診療施設勘定の主たる事業であります診療業務に対する外来患者数は、延べ6,477人となりました。

次に、議案第68号について申し上げます。

本案は、平成27年度勝浦市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算であります。

決算規模は、歳入で2億2,501万6,816円、歳出で2億2,449万780円であります。

歳入歳出差引残額は、52万6,036円となりました。

本会計は、法令により市が行うこととされている後期高齢者医療保険料の徴収事務のほか、千葉県後期高齢者医療広域連合からの委託による健康診査等を実施いたしました。

次に、議案第69号について申し上げます。

本案は、平成27年度勝浦市介護保険特別会計歳入歳出決算であります。

決算規模は、歳入で21億5,328万6,123円、歳出で20億9,475万1,711円であります。

歳入歳出差引残額は、5,853万4,412円となりました。

介護保険の主たる事業費であります保険給付費は、19億6,897万5,665円で、前年度の20億1,462万1,474円に対し、4,564万5,809円の減となりました。

次に、議案第70号について申し上げます。

本案は、平成27年度勝浦市水道事業会計利益の処分及び決算認定についてであります。

初めに、利益の処分についてであります。平成27年度勝浦市水道事業会計決算に伴う剰余金につきましては、決算書の4ページに記載してあります剰余金処分計算書(案)のとおり、未処分利益剰余金1億5,217万8,777円のうち、減債積立金に270万円を積み立て、建設改良積立金に3,000万円を積み立て、残余の1億1,947万8,777円を繰り越そうとするものであります。

次に、決算の認定についてであります。平成27年度水道事業の業務状況につきましては、年間総給水量305万664立方メートル、1日最大給水量1万1,773立方メートル、1日平均給水量8,335立方メートルとなっております。

次に、経理状況についてであります。収益的収入及び支出におきましては、消費税抜きの額で申し上げますと、水道事業収入7億7,011万9,449円に対し、水道事業費用7億1,697万5,952円で、5,314万3,497円の純利益を生じました。

また、資本的収入及び支出におきましては、資本的収入4億7,006万5,880円に対し、資本的支出は、6億3,226万4,296円であります。

なお、この資本的収入額が、資本的支出額に不足する額、1億6,219万8,416円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,619万5,420円、過年度分損益勘定留保資金1,528万1,741円及び当年度分損益勘定留保資金1億1,072万1,255円で補填いたしました。

以上で議案第66号から議案第70号までの提案理由の説明を終わります。

報 告

○議長(寺尾重雄君) 次に、報告第3号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の報告について、報告第4号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく

資金不足比率の報告について、以上2件について、市長の報告を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました報告第3号及び報告第4号について申し上げます。

初めに、報告第3号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の報告について申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項に規定する報告であります。

平成27年度一般会計等の歳入歳出決算に伴い、同法第2条に規定する健全化判断比率を算定したものであり、過日、監査委員の審査に付しましたところ、その審査が終了し、意見書が提出されましたので、議会に報告するものであります。

なお、この内容につきましては、報告書に示したとおりでありますので、これによってご了承いただきたいと存じます。

次に、報告第4号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告について申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による報告であります。

平成27年度勝浦市水道事業会計決算に伴い、同法第22条第2項の規定により資金不足比率を算定したもので、監査委員の審査に付しましたところ、その審査が終了し、意見書が提出されましたので、議会に報告するものであります。

なお、この内容につきましては、報告書に示したとおりでありますので、これによってご了承いただきたいと存じます。

以上で報告第3号及び報告第4号の説明を終わります。

○議長（寺尾重雄君） それでは、議案第66号ないし議案第69号の決算認定について、議案第70号の利益の処分及び決算認定についての提案理由の説明並びに報告第3号及び報告第4号の地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率、資金不足比率についての報告がなされましたので、本件に関する監査委員の決算審査意見及び財政健全化審査意見、経営健全化審査意見の報告を求めます。市川代表監査委員。

〔代表監査委員 市川愼一君登壇〕

○代表監査委員（市川愼一君） ただいま議長からご指名がございましたので、平成27年度勝浦市一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算、基金運用状況並びに財政健全化に係る審査につきまして、黒川監査委員ともども慎重に審査いたしました結果について、ご報告申し上げます。

初めに、審査に付されました勝浦市一般会計及び各特別会計の決算、基金運用状況について申し上げます。

各会計の歳入歳出決算書及びその他政令で定める書類等が、関係法令に準拠して作成されているか、予算の執行は適正に行われたか、計数は正確であるかの諸点に主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、審査を実施いたしました。

その結果、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書及びその他政令で定める書類等は、いずれも法令に準拠して作成され、予算の執行は、所期の目的に沿い、適法かつ適正に執行されており、計数も正確で決算及び基金の運用は適正なものと認められました。

続きまして、勝浦市水道事業会計の決算について申し上げます。

審査に付されました勝浦市水道事業会計の決算書及び附属書類が、関係法令に準拠して作成されているか、経営活動が地方公営企業法に規定する基本原則に基づき目的どおり執行されているか、計数は正確であるかの諸点に主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、審査を実施いたしました。

その結果、水道事業会計の決算書及び附属書類は、いずれも法令に準拠して作成され、財政状況及び経営成績は適正な表示の上、経営活動は基本原則に基づき目的どおり執行され、計数も正確で、決算は適正なものと認められました。

なお、各会計の決算の概要につきましては、お手元に配付してあります決算審査意見書の中で申し述べてありますので、これによりご承知くださいますよう、お願い申し上げます。

続きまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定によります、勝浦市財政健全化審査及び勝浦市経営健全化審査を実施いたしましたので、ご報告申し上げます。

初めに、財政健全化審査について申し上げます。

審査に付されました、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうか主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、審査を実施いたしました。

その結果、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

続きまして、水道事業会計の経営健全化審査について申し上げます。

審査に付されました資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうか主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、審査を実施いたしました。

その結果、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

なお、財政健全化審査及び経営健全化審査の概要につきましては、お手元に配付してあります財政健全化審査意見書及び経営健全化審査意見書の中で申し述べてありますので、これによりご承知くださいますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、平成27年度勝浦市一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算、基金運用状況並びに財政健全化に係る審査結果についての報告を終わります。

○議長（寺尾重雄君） これをもって報告を終わります。

休 会 の 件

○議長（寺尾重雄君） 日程第6、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明9月6日は議案調査等のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺尾重雄君） ご異議なしと認めます。よって、明9月6日は休会することに決しました。

散 会

○議長（寺尾重雄君） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。
9月7日は定刻午前10時から会議を開きますので、ご参集を願います。
本日はこれをもって散会いたします。ご苦勞さまでした。

午前10時55分 散会

本日の会議に付した事件

1. 諸般の報告
1. 行政報告
1. 会期の決定
1. 会議録署名議員の指名
1. 議案第59号～議案第70号の上程・説明、報告第3号～報告第4号の報告
1. 休会の件